

**大政奉還 150 周年記念事業 企画運營業務委託  
企画提案要領**

平成 29 年（2017 年）は、武家政権が終わりを告げ、新しい国づくりへの転換期となった慶応 3 年（1867 年）の「大政奉還」から 150 年の節目にあたる。

京都市では、この機を捉え、「大政奉還 150 周年記念プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）を実施することとし、幕末維新に京都で活躍した先人たちとゆかりを持つ都市（以下「参画都市<sup>\*</sup>」という。）に参画を呼びかけ、相互に交流・連携を図る記念事業に取り組んでいる。

本業務は、大政奉還の表明から 150 周年を迎える 10 月に、記念事業として、参画都市の代表者が、京都で一堂に会する幕末維新サミットを開催するとともに、その舞台となった二条城二の丸御殿のライトアップ事業や参画都市との交流・連携事業を実施するものであり、業務を委託する事業候補者（以下「受託候補者」という。）の選定を以下のとおり行う。

※ 参画都市（20 都市）

会津若松市、千代田区、品川区、調布市、日野市、上田市、静岡市、福井市、桑名市、和歌山市、高梁市、福山市、萩市、下関市、宇和島市、高知市、長崎市、熊本市、霧島市、鹿児島市

### 1 業務名称

大政奉還 150 周年記念事業企画運營業務

### 2 企画提案の参加手順について

企画提案においては、以下の書類を期日までに提出するものとする。

【平成 29 年 5 月 25 日（木）公募開始】

- |                        |                                      |
|------------------------|--------------------------------------|
| (1) 参加意思確認書（様式 1）      | } (提出期日：平成 29 年 6 月 16 日（金）午後 5 時まで) |
| (2) 提案企業概要（様式 2）       |                                      |
| (3) 企画提案書（様式 3 及び任意様式） |                                      |
| (4) 見積書（任意様式）          |                                      |
| (5) 履歴事項全部証明書          |                                      |

※(2)、(3)、(4)、(5)については、正本 1 部、コピー 4 部の合計 5 部を提出すること。

提出した書類は、理由のいかんに関わらず返却しない。

### 3 参加資格要件

以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本業務に類似した業務の受託実績があり、業務手法に精通していること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規程のいずれにも該当しない者であること。

- (3) 会社更生法第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規程する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

#### 4 提出書類等

- (1) 参加意思確認書（様式1）

本募集に応募する者は、参加意思確認書（様式1）を平成29年6月5日（月）午後5時までに、ファックスにて当課へ提出（印不要，着信を確認すること）。

- (2) 提案企業概要（様式2）

応募者の概要を記載した提案企業概要（様式2）又は同内容を網羅した会社案内を提出すること。

- (3) 企画提案書（様式3及び任意様式）

企画提案書の表紙は様式3を使用することとし、この他、特に様式は定めない。仕様書（別紙1）を踏まえ、効果的かつ円滑な業務に資する事業企画の提案書を提出すること。なお、以下の事項については全て記載すること。

ア 幕末維新サミットに関する提案

イ 二条城二の丸御殿ライトアップ事業に関する提案

ウ 参画都市との交流・連携事業に関する提案

エ 広報関連業務に関する提案

オ 実施スケジュール

カ 業務の実施体制

- (4) 見積書（任意様式）

企画提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る見積書とその内訳を1通提出すること。

なお、本業務に関わる全体経費については、27,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限価格とする。

- (5) 履歴事項全部証明書（提出日の前3箇月以内に発行されたもの）

- (6) 提出期日

参加意思確認書以外の書類は、平成29年6月16日（金）午後5時までに持参又は郵送（必着，書留郵便に限る。）により提出すること。

- (7) 提出先

大政奉還150周年記念プロジェクト京都市運営委員会事務局

〒604-8006

京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地Y・J・Kビル2階

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課内 担当：横下，岩田

T E L : 075-366-0033 F A X : 075-213-3181

(8) 費用負担

提案に要する費用については、全て参加者の負担とする。

(9) 仕様書等に関する質問期限及び回答

本要領及び仕様書等に対して質問できる者は、上記「3 参加資格要件」を満たしている者とする。

ア 質問期限

平成 29 年 5 月 31 日（水）午後 5 時

※期限後の質問は、一切受け付けない。

イ 質問方法

質問書（様式自由）を上記(7)までファックスにより提出すること。

ウ 回答方法

平成 29 年 6 月 2 日（金）午後 5 時に、すべての質問に対する回答書を、ファックスにより、参加意思確認書提出のあった全社に送信する。

ただし、参加意思確認書を未提出で、当該質問及び回答を希望する場合は、平成 29 年 5 月 31 日（水）午後 5 時まで上記(7)まで連絡すること。

## 5 企画提案書の審査概要

(1) 審査方法

提出された書類及びヒアリングの内容については、以下(2)に示す審査基準に基づき、審査委員会において総合的に評価し、受託候補者を選定する。

なお、参加者が 1 者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・決定を行う。

(2) 審査基準

以下の1～5の項目について、それぞれに記載する視点に基づき審査する。

	審査項目	配点	合計
1	<b>実績等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社設立からの年数 (2点)</li> <li>・ 実績(同種・類似業務実績を有しているか) (3点)</li> </ul>	5点	100点
2	<b>企画運営</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幕末維新サミットの企画内容は、開催目的等について十分理解し、それに沿った企画となっているか。(15点)</li> <li>・ 二条城二の丸御殿ライトアップ事業の企画内容は、集客に繋がるものになっているか。(20点)</li> <li>・ 参画都市との交流・連携事業の内容は、参画都市の魅力を広く発信できるものになっているか。(10点)</li> <li>・ 記念事業を広く周知でき、誘客が期待できる効果的な広報宣伝となっているか。(15点)</li> <li>・ 「世界遺産・二条城一口城主募金」の獲得に繋がる企画内容か。(5点)</li> </ul>	65点	
3	<b>業務実施体制</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務全体を円滑かつ安定的に遂行できる運営体制がとられているか。(5点)</li> <li>・ 実施スケジュールは、効果的で適切なものとなっているか。(5点)</li> </ul>	10点	
4	<b>見積金額</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企画に応じた見積金額となっているか。(5点)</li> </ul>	5点	
5	<b>その他評価</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の企画提案との比較等を踏まえ、創造性又は新規性等において評価できる要素はあるか。(10点)</li> </ul>	10点	
6	<b>京都市公契約基本条例との関係</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者かどうか。(5点)</li> </ul>	5点	

(3) 選定結果の通知

選定結果については、審査のうえ、書面をもって参加者全員に通知する(平成29年6月下旬に発送予定)。また選定結果についての異議申立は受け付けない。

選定の結果、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が

分かる情報を公開するものとする。

(4) 受託候補者との協議と契約の締結

受託候補者の提案書を基に、受託候補者と大政奉還 150 周年記念プロジェクト京都市運営委員会の間で協議し、契約内容の詳細及び契約価格について合意に達したときは、その者と契約を締結する。ただし、次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者の選定において定めた順位の高かったものの順に協議を行い、契約相手方を決定する。

ア 協議が不調に終わった場合

イ そのほかやむをえない事情で契約に至らなかった場合

## 6 契約に関する基本的事項

受託者と結ぶ契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

協議の結果を基に作成された見積書に記載された金額をもって契約金額とする。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案内容に基づき協議のうえ決定する。ただし、企画提案内容は実現を約束したものとみなす。

(3) 契約期間

契約締結日から平成 29 年 11 月 30 日（木）まで

(4) その他

この要領に記載のない応募に関する事項及び契約に関する事項並びにこの要領の解釈に関する事項については、別途、大政奉還 150 周年記念プロジェクト京都市運営委員会が指示するところによるものとする。

## 7 スケジュール（予定）

- |               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| ・ 依頼内容等質問受付期限 | 平成 29 年 5 月 31 日（水）午後 5 時まで |
| ・ 質問回答        | 平成 29 年 6 月 2 日（金）午後 5 時まで  |
| ・ 参加意思確認書提出期限 | 平成 29 年 6 月 5 日（月）午後 5 時まで  |
| ・ 企画提案書提出期日   | 平成 29 年 6 月 16 日（金）午後 5 時まで |
| ・ 審査委員会開催     | 平成 29 年 6 月下旬               |
| ・ 審査の結果通知     | 平成 29 年 6 月下旬               |
| ・ 業務委託契約      | 平成 29 年 6 月下旬               |

※本スケジュールは予定であるため、日程について若干の前後が生じる可能性がある。